

高校生等奨学給付金受給申請書

(申請基準日 平成 年 月 日) 申請書記入日 平成 年 月 日

宮城県知事 殿

私は、高校生等奨学給付金の支給を受けたいので、裏面の留意事項を承諾の上、宮城県国公立高等学校等奨学給付金支給要綱第5の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

※ はじめに、次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、宮城県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は宮城県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

フリガナ		〒	電話番号()	-
申請者氏名 (保護者等)		住所	宮城県	
高校生等との 関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他()			
生業扶助の 受給に関する 誓約	※ 基準日現在、生業扶助を受給していない場合は、記名・押印してください。(スタンプ印は不可) 私の世帯は、基準日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による 生業扶助を受給していないことを誓約します。 申請者氏名 印			

対象となる 高校生等	フリガナ		生年月日	昭和 平成	学校 記入欄	当該高校生等は、就学支援金等受給権者(見込者)であることを確認しました。 (学校担当者が確認印を押印する。)	
	氏名		年 月 日生	年 月 日生			
	在学学校名	在学期間：平成 年 月 日～基準日					
	学校の種類等	高校・中等教育学校 高等専門学校・専修学校・各種学校	通信制以外・通信制	学年	年	在学中に給付金を 受給した回数	回
過去の 高等学校等における 在学期間等	学校名				在学 期間	～	年 月 日 年 月 日
	学校の種類等	国公立・私立	通信制以外・通信制	在学中に給付金を 受給した回数	回・なし・不明		
	学校名				在学 期間	～	年 月 日 年 月 日
	学校の種類等	国公立・私立	通信制以外・通信制	在学中に給付金を 受給した回数	回・なし・不明		

家	(父母等家計支持者)	対象となる高校生等との続柄	氏名	学校記入欄 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の課税状況等					
		父(親権者)		<input type="checkbox"/> 生業扶助受給者 <input type="checkbox"/> 非課税	<input type="checkbox"/> 証明書添付 または学校担当者確認印				
		母(親権者)		<input type="checkbox"/> 生業扶助受給者 <input type="checkbox"/> 非課税	<input type="checkbox"/> 証明書添付 または学校担当者確認印				
族 構 成	扶養親族の保護者等に扶養されている(中学生を除く)	15歳以上 23歳未満の兄弟姉妹	続柄	氏名 生年月日(年齢)	在学学校名・学年 または職業 ※正規雇用・正社員等で扶養親族である場合の手続きは、学校事務室にお問合せください。		奨学給付金 申請の有無		
			兄 姉 弟 妹	平成 年 月 日生 (基準日現在 満 歳)	学生生徒		パート・アルバイト(低収入)	無職	有・無
					学校名	学年	国公立・私立		
			兄 姉 弟 妹	平成 年 月 日生 (基準日現在 満 歳)	高校・中等教育学校・高等専門学校 専修学校・各種学校・大学(院)		通信制以外 通信制		有・無
					学校名	学年	国公立・私立		
			兄 姉 弟 妹	平成 年 月 日生 (基準日現在 満 歳)	学生生徒		パート・アルバイト(低収入)	無職	有・無
学校名	学年	国公立・私立							
学校名	学年	国公立・私立							
種別	高校・中等教育学校・高等専門学校 専修学校・各種学校・大学(院)		通信制以外 通信制						

審査欄	国公立	<input type="checkbox"/> 通信制以外	<input type="checkbox"/> 非課税	<input type="checkbox"/> 生業扶助	給付額	学校確認①	学校確認②	高校教育課
		<input type="checkbox"/> 通信制	<input type="checkbox"/> 第1子	<input type="checkbox"/> 第2子以降				

<記入上の注意>

【対象となる高校生等について】の欄は次のとおりです。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

「学校の種類等」について、詳しくは次のとおりです。

- ①高等学校（全日制）、②高等学校（定時制）、③高等学校（通信制）、④中等教育学校（後期課程）、⑤高等専門学校（1～3学年）、⑥専修学校（高等課程）昼間学科、⑦専修学校（一般課程）昼間学科、⑧専修学校（高等課程）夜間等学科、⑨専修学校（一般課程）夜間等学科、⑩専修学校（高等課程）通信制学科、⑪専修学校（一般課程）通信制学科、⑫各種学校（外国人学校）、⑬各種学校（その他）

【保護者等（父母等家計支持者）の欄は次のとおりです。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

- ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給している世帯の場合は、基準日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。

- ハ 必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合（例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は、その親権者については「親権者が存在しない場合」の取扱いをします。

- ニ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していない世帯の場合は、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付するか、学校担当者の確認印を押印してください。

- ホ 生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者が申請する場合は、（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族の状況】の欄は次のとおりです。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

<留意事項>

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

- ハ 偽りその他不正の手段による申請により支給決定を受けたときは、支給された給付金の全額について即時返還することになります。

- ニ 上記と併せて、返還期日の翌日から返還の日までの期間について年率10.95パーセントの違約金が課せられます。

- ホ その他、不利益が生じるおそれがありますので基準日現在の内容について正しく記入願います。

- ヘ 記入は黒又は青のインク・ボールペンとし、消えるボールペンは使用しないでください。